

女性活躍推進のための異業種交流会企画・運営業務委託仕様書【公募用】

1 適用範囲

本仕様書は、千葉県（以下「県」という。）が発注する「女性活躍推進のための異業種交流会企画・運営業務委託」（以下「業務」という。）の企画提案募集及び委託に付す場合において適用される業務の概要として、業務内容及び要求事項、確認事項等を示すものである。

なお、契約書に添付する最終的な業務委託仕様書については、受託者決定後、県と受託者が協議の上、県が作成するものとする。

2 業務の目的

千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例の理念のもと、男性も女性も、ともに活躍できる社会の実現を目指し、県内の男女共同参画の機運を一層高めるため、男女を問わず実践的な職場環境づくりや人材育成等の取組に繋がることを目的とした「女性活躍推進のための異業種交流会」を実施する。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月12日（金）まで

4 異業種交流会の実施方針

（1）回数・時間

全2回、各2時間30分程度

（2）開催時期（予定）

令和8年11月（平日午後に1週間以上期間を空けて開催すること）

（3）開催場所（予定）

千葉市内

（4）対象・参加目標数

千葉県男女共同参画推進連携会議（以下、「連携会議」という。）加盟団体（別紙1参照）及びその関係企業等の経営者、人事担当者、現場リーダー、担当者等

（5）開催方法

・対面方式（現地参加）とする。

（6）実施テーマ

第1回「マネジメント力」（産業部会、女性活躍推進特別部会との合同開催）

第2回「ハラスメント対策」（地域部会、教育部会との合同開催）

（7）参加費

無料

（8）カリキュラム ※全体進行：司会者

	内容	説明者、進行役	時間
1	主催者挨拶及び趣旨説明	連携会議・千葉県	10分
2	事前講演	有識者等	30分
3	休憩（名刺交換等）		10分
4	交流会	ファシリテーター	100分

5 業務の内容

(1) 異業種交流会の企画・調整

企画にあたっては、男女共同参画及び女性活躍に関する現状や関連する国の法令や通知、検討状況を十分に把握したうえで、実践的な知識やスキルの習得のみならず、様々な業種の参加者同士が交流できるよう工夫された内容とすること。また、特定の価値観の押し付け等がないようにすること。

テーマは4（6）のとおりとするが、参加者に分かりやすく伝わり、参加を促すようなサブタイトルや説明を加えること。

ア 講師等の選定

講師及びファシリテーターについては、以下の条件を満たす者を選定し、県の承認を得ること。

・講師 1名

事前講演は、各回の交流会のテーマに沿った内容とするほか、男女共同参画及び女性活躍に関する現状や関連する国の法令や通知も踏まえた内容とすること。

なお、ファシリテーターを兼ねることは妨げない。

・ファシリテーター

参加者5名程度のグループごとに必ず1名配置すること。

交流会で参加者同士が十分に意見交換等できるように、参加者に発言を促したり、話の流れをまとめることができる者を配置すること。（男女共同参画の専門家でなくてよい）

なお、講師、司会を兼ねることは妨げない。

・司会者 1名

異業種交流会全体の進行役を務めること。

なお、ファシリテーターを兼ねることは妨げない。

イ 講師等との各種調整業務

講師等とのスケジュール調整、講師料の支払い等、異業種交流会が円滑に実施できるよう入念に各種調整等を行うこと。

・講師料の上限額については、1回10万円以内（税、交通費等の実費を含む。）とすること。

・ファシリテーター・司会料については、1名につき1回7万円以内（税、交通費等の実費を含む。）とすること。

ウ 会場の確保

以下の条件を満たす、公共施設やホテルなどの会議室を確保すること。

・千葉市内で、駅の近くなど交通の便がよい場所であること。

・参加者が集まりやすく、リラックスして交流できる雰囲気のある会場（外部からの飲み物・軽食の持ち込み、又は会場側での提供が可能な場所）を選定すること

・参加者が各グループに分かれ（島型）着席が可能であること。

・簡易ステージの設置が可能であること。

エ 会場管理者等との調整、設備・物品等の手配等

会場の確保や会場管理者等との調整を行うとともに、異業種交流会開催に必要な設備・物品等の手配等を行うこと。

なお、会場使用に係る一切の経費は、受託者負担とする。

(2) 運営業務

開催当日の機器・資料等の準備、会場の設営、参加者の受付対応、司会進行、講師の対応など、運営に必要な業務全てを受託者の責任において行うこと。

(3) 参加者へのアンケート調査

県が行う参加者を対象としたアンケート調査の回収・集計を行うこと。

(4) 実施報告書の作成・提出

受託者は異業種交流会実施後、県が、参加者等に配付し、会の振り返りや周知などに活用できるよう、実施報告書を作成し、電子媒体で県に提出すること。

仕様等については、以下のとおりとする。

- ・規格：A4判PDFデータ
- ・掲載内容：講演や交流会（各グループ）の様子が分かる写真及び説明文、アンケート集計結果等
- ・提出期限：令和9年3月5日（金）

(5) 業務完了報告書の作成・提出

本業務の完了後、受託者は業務完了報告書（任意様式）を作成の上、電子媒体で県に提出すること。

業務完了報告書に講演、交流会の実施内容の写真や記録を添付すること。

なお、業務完了報告書には、以下の①～④の内容を必ず含めることとし、業務の実施状況が具体的に把握できるよう、必要に応じて内容を追加すること。

- ①業務全体の実施概要
- ②異業種交流会の開催結果
- ③経費の明細
- ④本業務で使用・配付した資料等

6 業務実施体制

本業務の効率的かつ効果的な実施体制を構築するため、本業務の責任者・担当者を配置すること。当該責任者及び担当者は、やむを得ない場合を除いて変更してはならないものとし、変更する場合には、あらかじめ県と協議のうえ、承認を得ること。

7 著作権等

本業務により作成される成果品の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下、同じ。）、その他の知的財産権（以下「著作権等」という。）の取扱いは、以下のとおりとする。

- (1) 受託者は、成果物の著作権等を県に無償で譲渡するものとする。
- (2) 著作者人格権については、県又は県が指定した第三者に対し、行使しないものとする。
- (3) 県又は県が指定する第三者は、著作権法第20条（同一性保持権）の規定にかかわらず、本業務の遂行に必要な範囲において、目的物の改変を行うことができるものとする。
- (4) 当該業務の成果品に、第三者が権利を有する著作物及び知的財産（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合は、受託者は当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行い、その費用は委託料に含めるものとする。
- (5) 第三者が権利を有する著作権等に関する紛争が生じたときは、一切を受託者の責任において処理するものとし、その費用は委託料に含めるものとする。

8 秘密の保持

本業務の処理上知りえた秘密を他人に漏らしてはならない。本業務の委託期間終了後も同様とする。

9 その他

(1) 業務の実施

委託業務の実施に当たっては、都度、県と必要な協議及び打合せを十分に行い、その指示に従い、誠実に業務を進めるものとする。

(2) 委託料

本業務の実施に要する全ての経費は、委託料に含むものとする。なお、事業実績等によって減額精算することがある。

(3) 再委託について

本件受託者は、本件受託業務の全部を第三者に再委託してはならない。ただし、受託業務の一部の再委託について、あらかじめ書面による県の承諾を得たときはこの限りでない。

(4) 記載外事項

本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うこと。

(5) 交付金事業

本業務は、内閣府男女共同参画局「女性活躍推進交付金」を活用した事業であるため、業務に係る書類は事業終了後5年間保存の上、千葉県監査委員事務局や会計検査院の監査対象となった場合は協力すること。

千葉県男女共同参画推進連携会議の概要

1 目的

男女共同参画社会づくりのため、職場、学校、家庭など社会のあらゆる分野における男女共同参画の民間団体による自主的な取組を推進する。

2 発足 平成19年2月8日

3 構成と役員（令和8年7月1日現在）

産業、地域、教育の3部会及び、平成29年6月に設置した女性活躍推進特別部会（女性活躍推進法第27条の「協議会」に該当）で構成

会 長 熊 谷 俊 行 （（一社）千葉県経営者協会 会長）

副会長 渡 部 香 里 （千葉県小学校長会 会長）

産業部会 女性活躍推進特別部会

部会長 山 本 克 己 （（一社）千葉県中小企業家同友会 会長）

副部会長 本 村 直 也 （（一社）千葉県経営者協会 専務理事）

地域部会

部会長 高 山 由美子 （千葉県生活協同組合連合会 理事）

副部会長 依 光 道 代 （消費者団体千葉県連絡会 事務局長）

教育部会

部会長 中 村 和 嗣 （千葉県保育協議会 顧問）

副部会長 長谷川 美 加 （千葉県教職員組合 書記長）

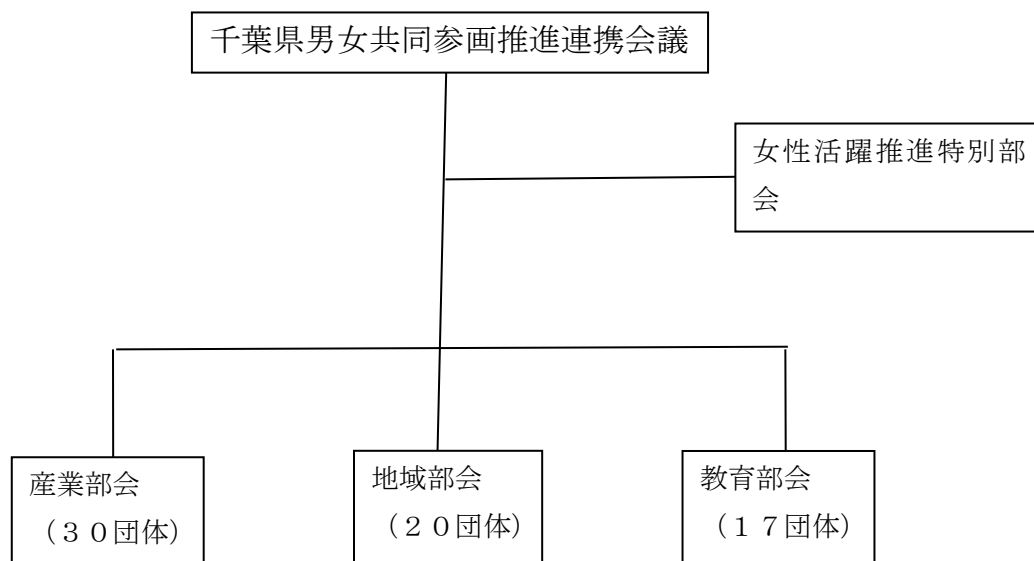
4 加入団体数 67団体（令和8年7月1日現在）

5 女性活躍推進特別部会

本県における女性の活躍を効果的かつ円滑に推進するため、個別業種を除いた県全域を活動範囲とする経済産業団体等に参加を呼び掛け、平成29年6月に設置。

参加メンバー 千葉県、千葉労働局、市長会、町村会、経済産業団体13団体（商工会議所連合会・商工会連合会・中小企業団体中央会・経済同友会・経営者協会・中小企業家同友会・労働組合総連合会・生産性本部・農業協同組合中央会・漁業協同組合連合会・千葉県建設産業団体連合会・千葉県建設業協会・千葉県社会保険労務士会）

6 連携会議の構成



千葉県男女共同参画推進連携会議加入団体(67団体)

☆…女性活躍推進特別部会の構成団体 ◎…会長所属団体 ○…副会長所属団体 □…部会長所属団体 △…副部会長所属団体 令和8年7月現在

部会	団 体 名	部会	団 体 名
産業 (30)	(一社)千葉県商工会議所連合会☆	地域 (20)	(一社)千葉県ホームヘルパー協議会
	千葉県商工会連合会☆		(公財)千葉県老人クラブ連合会
	千葉県中小企業団体中央会☆		(一社)千葉県高齢者福祉施設協会
	千葉県経済同友会☆		千葉県デイサービスセンター協会
	◎△(一社)千葉県経営者協会☆		(福)千葉県身体障害者福祉協会
	□(一社)千葉県中小企業家同友会☆		(一財)千葉県母子寡婦福祉連合会
	日本労働組合総連合会千葉県連合会☆		(公社)認知症のひとと家族の会千葉県支部
	千葉県生産性本部☆		(公財)ちば県民保健予防財団
	(公社)千葉県医師会		(公財)千葉県スポーツ協会
	(一社)千葉県歯科医師会		□消費者団体千葉県連絡会
	(一社)千葉県薬剤師会		△千葉県生活協同組合連合会
	(公社)千葉県看護協会		(公財)千葉県学校給食会
	(公社)千葉県栄養士会		(公社)千葉県防犯協会
	(一社)千葉県調理師会		(公社)千葉県犯罪被害者支援センター
	千葉県生活衛生同業組合連絡協議会		
	(一社)千葉県トラック協会		
	(公財)千葉県産業振興センター		
	(公社)千葉県情報サービス産業協会		
	千葉県農業協同組合中央会☆	教育 (17)	(公財)千葉県私学教育振興財団
	(公社)千葉県畜産協会		□千葉県保育協議会
	千葉県漁業協同組合連合会☆		千葉県PTA連絡協議会
	千葉県建設産業団体連合会☆		千葉県高等学校PTA連合会
	(一社)千葉県電業協会		○千葉県小学校長会
	(一社)千葉県塗装工業会		千葉県中学校長会
	(公財)ちば国際コンベンションビューロー		千葉県高等学校長協会
	千葉県弁護士会		千葉県特別支援学校長会
	(一社)千葉県経済協議会		千葉県教育研究会
	(一社)千葉県建築士会		△千葉県教職員組合
	(一社)千葉県建設業協会☆		江戸川大学
	千葉県社会保険労務士会☆		神田外語大学
地域	千葉県市長会☆		敬愛大学
	千葉県町村会☆		聖徳大学
	日本赤十字社千葉県支部		千葉大学
	更生保護法人千葉県更生保護助成協会		城西国際大学
	(福)千葉県社会福祉協議会		千葉県ユネスコ協会連絡協議会
	(公財)千葉県民生委員児童委員協議会		
千葉県☆、千葉労働局☆		(順 不 同)	